

## 基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウキリシト オキナワキリストキョウガクイン 学校法人 沖縄キリスト教学院								
フリガナ大学の名称	オキナワキリストキョウガクイン 沖縄キリスト教短期大学								
大学本部の位置	沖縄県中頭郡西原町字翁長 777 番地								
大学の目的	沖縄キリスト教短期大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいた学校教育を施し、人格の完成をめざし、社会に有用なる人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	沖縄キリスト教短期大学英語科を併設沖縄キリスト教学院大学人文学部観光文化学科へ改組転換し、英語科の令和6年度入学生より学生募集停止することにより、沖縄キリスト教短期大学の収容定員を変更する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	英語科 計	年 2	人 0 (100)	年次人 — —	人 0 (200)	短期大学士 (英語)	年 月 第 年次 令和6年4月 第1年次	沖縄県中頭郡西原町字翁長 777 番地	
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	沖縄キリスト教短期大学 令和6年4月 学科名称変更（令和5年4月届出） 保育科→地域こども保育学科 沖縄キリスト教学院大学 人文学部 令和6年4月 観光文化学科設置（令和5年4月届出）								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数						卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目				
教員組織の概要	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等
				教授	准教授	講師	助教	計	
	新設分	英語科	人 0 (1)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (2)	人 0 (0)	人 0 (6)
		計	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	— (—)
	既設分	地域こども保育学科	5 (5)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	13 (13)
計		5 (5)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	— (—)	
合計	5 (5)	4 (4)	1 (1)	1 (1)	11 (11)	0 (0)	— (—)		
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		人 21 (21)		人 12 (12)		人 33 (33)		
	技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図書館専門職員		1 (1)		0 (0)		1 (1)		
	その他の職員		2 (2)		3 (3)		5 (5)		

	計		24	15	39					
			(24)	(15)	(39)					
校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	沖縄キリスト教学院大学(必要面積 7,500㎡)と共用(収容定員:750人)				
	校舎敷地	0㎡	11,863.47㎡	0㎡	11,863.47㎡					
	運動場用地	0㎡	1,033.66㎡	0㎡	1,033.66㎡					
	小計	0㎡	12,897.13㎡	0㎡	12,897.13㎡					
	その他	0㎡	369.69㎡	0㎡	369.69㎡					
	合計	0㎡	13,266.82㎡	0㎡	13,266.82㎡					
校舎		専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	沖縄キリスト教学院大学(必要面積 4,752㎡)と共用(収容定員:750人)				
		1,066.42㎡ (1,066.42㎡)	10,064.25㎡ (10,064.25㎡)	881.57㎡ (881.57㎡)	12,012.24㎡ (12,012.24㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	室 (補助職員 人)	室 (補助職員 人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称			室数					
					室					
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
	大学全体	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )			
図書館		面積	閲覧座席数	収納可能冊数						
		㎡								
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		㎡								
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	短期大学全体 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。
		教員1人当り研究費等		200千円	200千円	—	—	—	—	
		共同研究費等		1,000千円	1,000千円	—	—	—	—	
		図書購入費	1,180千円	1,000千円	1,000千円	—	—	—	—	
	設備購入費	16,866千円	1,995千円	1,995千円	—	—	—	—		
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	968千円	830千円	—千円	—千円	—千円	—千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金収入、手数料収入、雑収入等							
既設大学の状況	大学の名称	沖縄キリスト教短期大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	※令和6年度より学生募集停止(英語科) ※令和6年度より名称変更(保育科→地域こども保育学科)
	英語科	年	人	年次人	人	短期大学士(英語)	0.44	昭和38年度	沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地	
	地域こども保育学科	2	100	—	200	短期大学士(保育)	0.69	昭和42年度		
	大学の名称	沖縄キリスト教学院大学								
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地		
	年	人	年次人	人		倍				

人文学部 英語コミュニケーション学科	4	90	15	390	学士(英語コミュニケーション学)	0.94 0.94	平成16 年度	沖縄県中頭郡西 原町字翁長 777 番地
大学院 異文化コミュニケーション学研究科 異文化コミュニケーション学専攻 (修士課程)	2	5	—	10	修士(異文化コミュニケーション学)	0.00	平成20 年度	沖縄県中頭郡西 原町字翁長 777 番地
附属施設の概要	該当なし							

# 学校法人沖縄キリスト教学院 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度

入学 編入学 収容  
定員 定員 定員

沖縄キリスト教短期大学			
英語科	100	-	200
保育科	100	-	200
計	200	-	400
沖縄キリスト教学院大学			
人文学部		3年次	
英語コミュニケーション学科	90	15	390
計	90	15	390
沖縄キリスト教学院大学大学院			
異文化コミュニケーション学研究科			
異文化コミュニケーション学専攻(M)	5	-	10
計	5	-	10

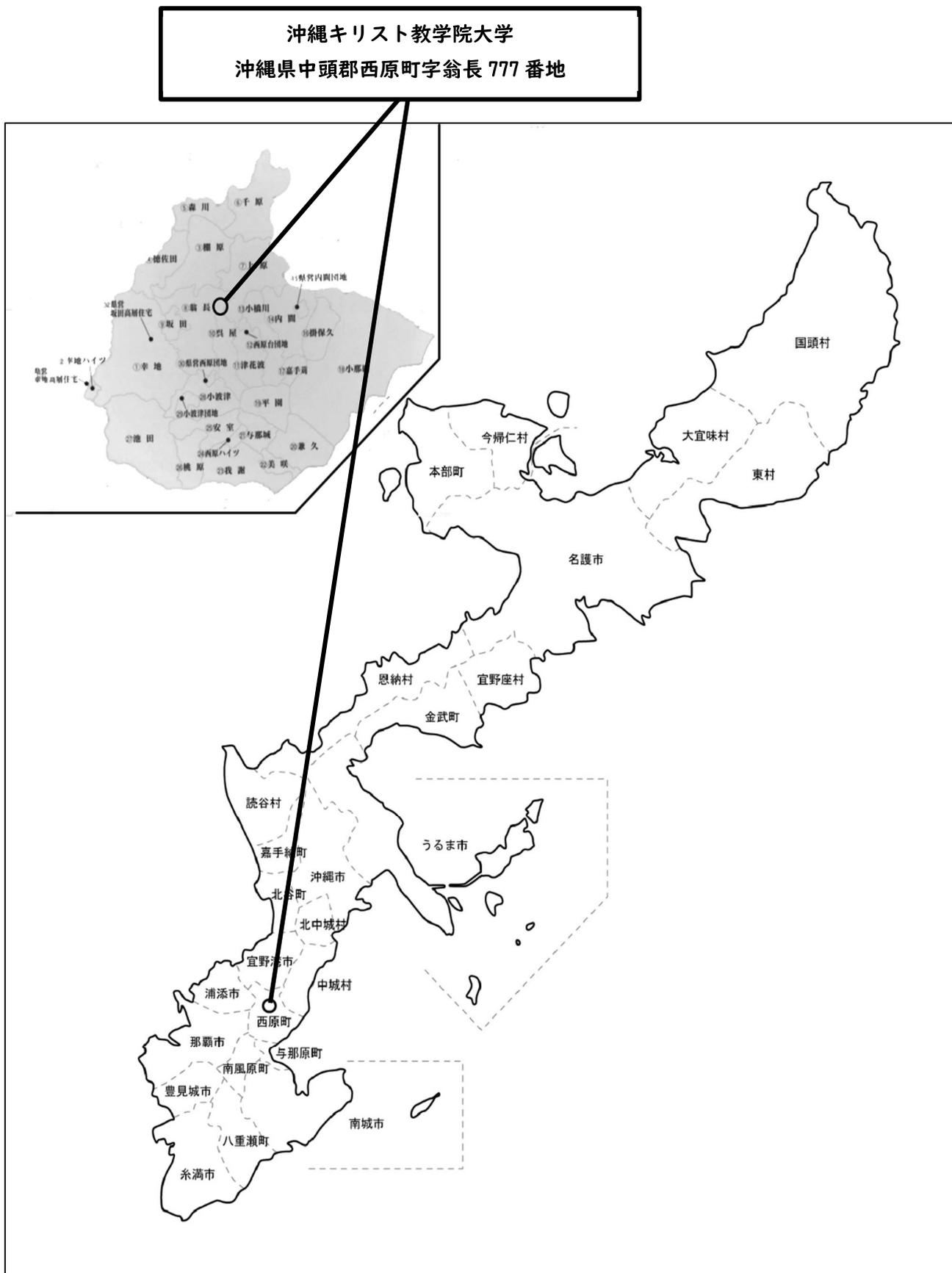
令和6年度

入学 編入学 収容 変更の事由  
定員 定員 定員

沖縄キリスト教短期大学				
	0	-	0	令和6年4月学生募集停止 名称変更
地域こども保育学科	100	-	200	
計	100	-	200	
沖縄キリスト教学院大学				
人文学部		3年次		
英語コミュニケーション学科	90	15	390	
観光文化学科	90	3年次	360	学科の設置(届出)
		-		
計	180	15	750	
沖縄キリスト教学院大学大学院				
異文化コミュニケーション学研究科				
異文化コミュニケーション学専攻(M)	5	-	10	
計	5	-	10	

# 校地校舎等の図面

## 1. 都道府県内における位置関係の図面



図面-1

## 2. 最寄り駅・バス停からの距離と交通機関が分かる図面

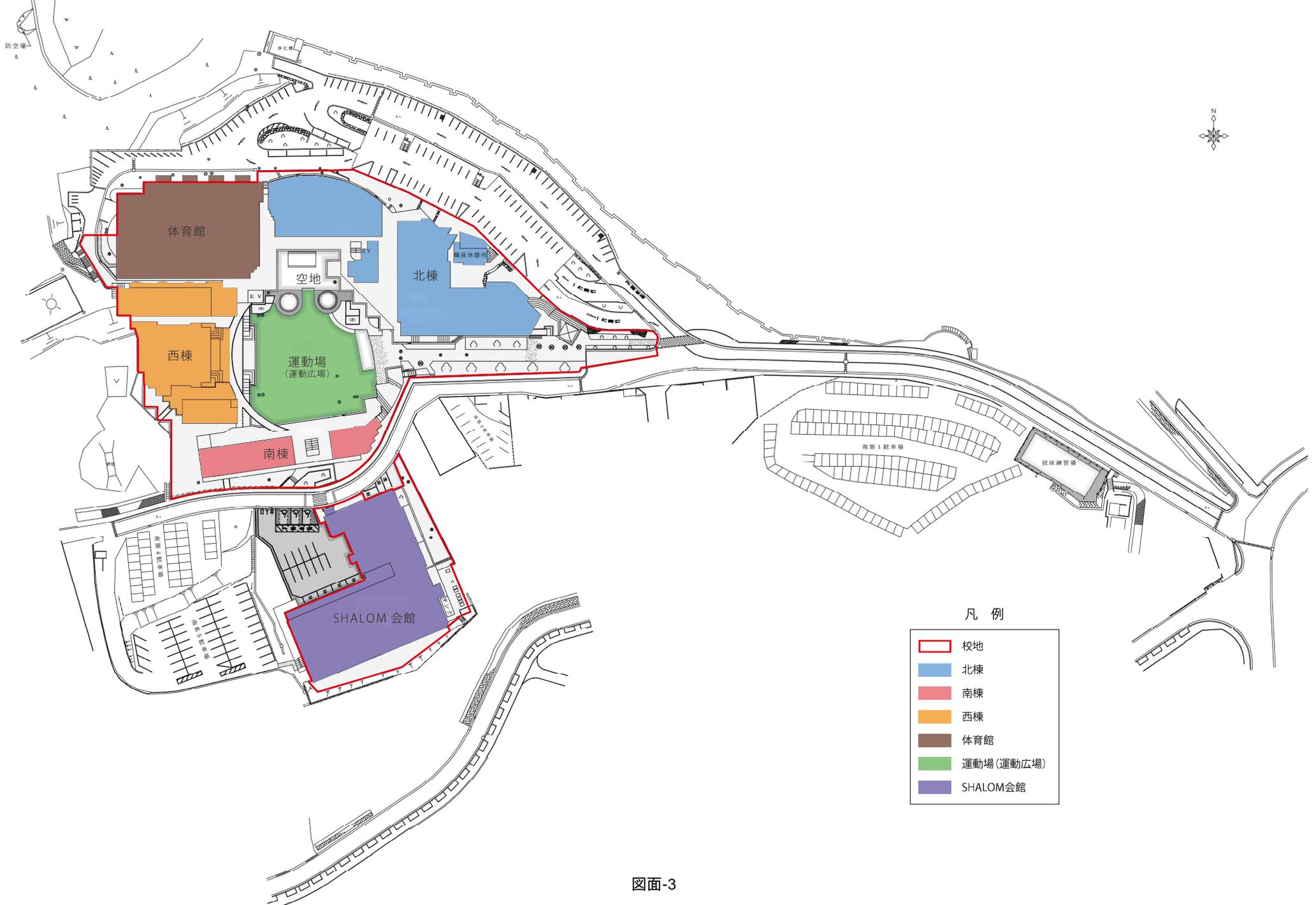


**ACCESS**

〒903-0207  
沖縄県中頭郡  
西原町字翁長777

- 那覇バスターミナルから
  - 97番 琉大線 キリスト教短大入口下車 徒歩5分
  - 333番 那覇西原線 翁長(坂田小)下車 徒歩約10分
  - 346番 那覇西原線 翁長(坂田小)下車 徒歩約10分
- 首里駅から
  - 94番 首里駅琉大快速線 キリスト教短大入口下車 徒歩約5分
  - 346番 那覇西原線 翁長(坂田小)下車 徒歩約10分
- てだこ浦西駅から ※モノレールでも通学できます
  - 徒歩約25分
  - または駅=(徒歩10分)=徳佐田入口97番(琉球大学行き)
  - キリスト教短大入口下車 徒歩約5分
- 普天間方面から
  - 25番 普天間空港線 西原入口でのりかえ。
  - 97番にのりかえて、キリスト教短大入口下車 徒歩約5分
- 泡瀬・具志川方面から
  - 30番 泡瀬東線 西原入口でのりかえ。
  - 333番、346番で、翁長(坂田小)下車 徒歩約10分

### 3. 校舎, 運動場等の配置図



図面-3

# 沖縄キリスト教短期大学学則（案）

## 第 1 章 総 則

（目的）

第1条 沖縄キリスト教短期大学（以下「本短大」という）は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教精神に基づいた学校教育を施し、人格の完成をめざし、社会に有用なる人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価、改善等）

第2条 本短大は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、それに基づいて改善を実施し教育水準の向上を図る。

- 2 前項の自己点検・評価を行うため、前項の趣旨に即し適切な項目を設定し実施する自己点検・評価・改善委員会を置く。
- 3 公的認証評価機関の評価を積極的に受け、教育の改善に努めるものとする。
- 4 自己点検・評価・改善委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表）

第2条の2 本短大は、学科ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

- 2 本短大は、教育研究の成果の普及及び活用の推進に資するため、その教育研究活動の状況について、刊行物やその他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表するものとする。

（住所）

第3条 本短大は、沖縄県中頭郡西原町字翁長777番地に住所を置く。

（学科及び定員）

第4条 本短大に次の学科を置き、定員は次のとおりとする。

- (1) 地域こども保育学科
- (2) 学生の定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
地域こども保育学科	100名	200名

（教育研究上の目的）

第4条の2

- 1 地域こども保育学科の教育研究上の目的
  - (1) キリスト教精神に基づき、創造的で、感性豊かな保育者を養成する。
  - (2) 学生と教師が相互の対話を重視し、人間力を高め合う保育者を養成する。
  - (3) 多彩なカリキュラムを通して、実践力、応用力を身につけた保育者を養成する。
  - (4) 国際的視野を持ち地域に貢献できる保育者を養成する。

（修業年限及び在学年限）

第5条 本短大の修業年限は2年とする。

- 2 学生は、4年をこえて在学することはできない。
- 3 職業を有している等の事情により修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、第1項の規定にかかわらず修業年限を2年超えることができる。

## 第 2 章 学年・学期・休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年をわけて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(開学記念日及び休業日)

第8条 本短大の開学記念日は、4月9日とする。

2 休業日は、次のとおり定める。ただし、事情により変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する日

(3) 慰霊の日 6月23日

(4) 春季休業 2月10日から3月20日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月20日まで

(6) 冬季休業 12月24日から翌年の1月4日まで

3 その他、教育課程の基準に定める授業科目及び特別教育活動の年間総日数・総時間数を減じない範囲において、学長は教育を効果的に推進する目的で授業を行わない日を定めることができる。

(休業中の授業)

第9条 休業中でも特別の授業をする事がある。

## 第 3 章 授業科目・単位数・授業日数

(教育課程の編成方針)

第10条 本短大及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学科に係る専門の学芸を教授し、職業または实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第10条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(授業科目名及び単位数)

第10条の3 授業科目は、教養教育科目・専門教育科目に分ける。

- 2 授業科目及び単位数は次によるものとする。
  - (1) 教養教育科目については、別表1のとおりとする。
  - (2) 地域こども保育学科専門教育科目については、別表2のとおりとする。

(授業の方法)

第10条の4 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(履修科目の登録の上限)

第10条の5 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

(単位の計算方法)

第11条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本短大が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(成績評価基準等の明示等)

第11条の2 学科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学科は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の3 本短大又は学科は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(卒業に要する単位数)

第12条 卒業に必要な単位数は62単位とし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 教養教育科目 必修科目および選択必修科目を含む16単位以上
- (2) 専門教育科目 46単位以上

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第10条の4第2項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、30単位を超えない範囲で認定する。

(1年間の授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

## 第 4 章 入学・休学・復学・転入学・退学・懲戒

(入学の時期)

第14条 入学の時期は毎年4月とする。

2 削除

(入学資格)

第15条 本短大に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学志願)

第16条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書、その他必要な書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出すべき書類は、その都度これを定めて公示する。

(入学試験・検定料)

第17条 本短大に入学を志願した者に対しては、入学試験を行う。入学試験に関しては、その都度これを定めて公示する。

- 2 検定料は、30,000円とする。
- 3 本短大の指定する地域に在住している者の検定料については別に定める。
- 4 本短大の指定する資格を取得した者の入学検定料については別に定める。

(入学許可)

第18条 入学は、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学者提出書類・納入金)

第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに、入学金及びその他所定の学費を納入するとともに、身元保証書その他本短大所定の書類を提出しなければならない。同書類の提出又は納入金の納入を怠った者は、入学許可を取り消すことがある。

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない理由により、学業を継続することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 伝染病その他により、他の者に迷惑を及ぼすおそれありと認められる者に対しては、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることがある。

3 疾病その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、その理由を付して保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。

4 休学は2年以上にわたることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、引きつづき休学を許可することがある。

5 休学期間は、第5条に規定する在学年限には算入しない。

(復学)

第21条 休学者は、学期の始めでなければ復学することはできない。この場合でも、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第22条 他の大学に入学又は転学を希望する者は、保証人連署で転学願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第23条 他の短期大学から本短大に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は教授会の議を経て相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する細則は、別に定める。

(所属学科の変更)

第24条 削除

2 削除

(願い出による退学)

第25条 退学をしようとする者は、科長を経て願い出、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第25条の2 退学した者又は除籍された者が再入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 削除

3 既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(表彰)

第26条 学生が特に優秀で品行方正な者または他の模範と認むべき行為のあった者に対して、学長は教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒)

第27条 学生が、本短大の諸規程又は指示した事項、もしくは命令にそむき又は学生として本分に反した行為がある場合、学長は教授会の議を経て、退学、停学及び訓戒の懲戒処分に付することができる。

2 前項の懲戒処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本短大の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを除籍する。

- (1) 在学年限をこえた者
- (2) 第20条第4項に規定する休学期間をこえてなお修学できない者
- (3) 休学および休学延長の手続きを怠った者
- (4) 学費の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
- (5) 長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第28条の2 除籍された者が復籍を希望する場合は、教授会の議を経て、学長が復籍を認めることができる。

2 復籍を許可された者の納入金は、学籍異動に関する細則の第7条第4項に準ずる。

## 第 5 章 成績考査及び卒業

(単位の授与及び成績判定)

第29条 授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第11条第1項第4号の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

2 各授業科目の履修成績は、每学期末授業担当者がこれを評定する。評価は期末試験成績、随時試験成績、平常の学習状況・レポート等により総合的に行う。

3 評価の結果は、次のとおり表示する。

秀	90点以上
優	80点～90点未満
良	70点～80点未満
可	60点～70点未満
不可	60点未満

不可の場合は、履修したのものとは認められない。

4 実習等の不可についても、秀・優・良・可・不可であらわす。

(入学前の既修得単位の認定)

第29条の2 本短大は、教育上有益と認めるときは、学生が入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本短大における授業科目履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 学生が入学前に行った第29条の4に規定する学修を本短大における授業科目の履修と見なし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により本短大において修得したものとみなすことのできる単位数は、第29条の3第1項及び第29条の4第1項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第29条の3第2項により修得した単位と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
- 4 前3項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第29条の3 本短大において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることがある。当該他の短期大学又は大学における授業科目の履修により修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本短大において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。
- 3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第29条の4 本短大において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、本短大における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、第29条の3の第1項及び第2項により本短大において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 前2項の単位の認定については、別に定める。

(卒業・学位・教育職員免許)

第30条 本短大に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。卒業の認定及び卒業証書授与は、3月及び9月に行う。

- 2 学長は、卒業を認定した者に短期大学士の学位を授与する。
- 3 学位授与に関する規程は別に定める。
- 4 教育職員免許状を取得しようとする者は、第12条の規定のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。なお、本短大において取得できる免許状の種類は次のとおりとする。

学 科	取得できる教育職員免許状の種類
地域こども保育学科	幼稚園教諭二種免許状

- 5 本短大地域こども保育学科において保育士資格を取得しようとする者は、第12条の規定のほか、児童福祉法施行規則に規定された単位を修得しなければならない。
- 6 削除

- 7 削除
- 8 削除
- 9 削除
- 10 本短大において児童厚生2級指導員資格を取得しようとする者は、本短大が定める授業科目、単位を修得しなければならない。

(公開講座等)

第30条の2 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座・学外講義等を開設することができる。

- 2 学則第10条の3に規定する授業科目について、科目等履修生は評定を受け合格者は単位を修得することができる。単位修得を志願する者の身分は、学則第35条に定める科目等履修生とする。
- 3 公開講座に関する細則は別に定める。

## 第 6 章 大学運営協議会、教授会

(大学運営協議会)

第31条 本短大の管理運営に関する重要な事項を審議するため、大学運営協議会を置く。

- 2 大学運営協議会の下に、大学運営各種委員会を置く。
- 3 大学運営協議会及び大学運営各種委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第32条 本短大に教授会を置き、教授、准教授、講師、助教をもって組織する。

(審議事項)

第33条 教授会における審議事項は、別に定める。

## 第 7 章 特別学生

(委託学生)

第34条 公共団体又はこれに準ずる機関から、本短大の特別科目について修学を委託された者がある時は、教授会の議を経て、委託学生として学長は入学を許可する。

(科目等履修生)

第35条 本短大の学生以外の者で、本短大の特定の科目について履修を希望する者がある時は、教授会の議を経て履修を許可することがある。履修生は成績評定を受け、合格者は単位を修得することができる。なお、修得単位が第30条第4項に該当する場合は、その項目が適用される。科目等履修生に関する細則は別に定める。

- 2 本短大において単位を修得した後に本短大に入学した場合、その修得単位が15単位以上あり、授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果をあげていると認められる場合、第5条の規定にかかわらず、教授会の議を経て、修業年限に2個学期を超えない範囲で通算することができる。履修年限の通算に関する細則は別に定める。
- 3 高等学校在校生で、本短大において授業科目の履修を希望する者があるときは、当該高等学校との協定に基づき、学長は、科目等履修生として履修を許可することができる。

(特別聴講学生)

第35条の2 他の大学等との協議に基づき、当該他の大学等の学生に特別聴講学生として、学長は本短大授業科目の履修を許可することができる。

(外国人に対する特例)

第36条 削除

(外国人留学生)

第36条の2 外国人で、本短大に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、教授会の議を経て学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第37条 本短大を卒業した者、又は之と同等以上の資格を有する者で、特に本短大で研究を希望する者がある場合は、教授会において選考の上、研究生として入学を許可する。研究生は指導教授を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。研究成果の報告を怠り、或いは実があがらない場合は除籍する。研究生に関する細則は別に定める。

(学生に関する細則)

第38条 委託学生・科目等履修生・留学生・研究生など特別学生といえども、本学則の外、正規の学生に関するその他の規定を準用する。特別学生に関するその他事項は別に定める。

## 第 8 章 奨学制度

(奨学制度)

第39条 本短大に給付奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する事項は別に定める。

## 第 9 章 管理・運営・職員組織

(管理運営)

第40条 本短大の管理運営の責任は、学校法人沖縄キリスト教学院理事会が有し、その政策・財政・人事その他本短大に関する一切の管理権を有する。

(職員)

第41条 本短大に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他職員を置く。

(事務組織)

第41条の2 事務組織については別に定める。

(学長)

第41条の3 学長は、本短大の校務をつかさどり、職員を統督する。

2 学長に事故あるとき又は欠けたときは、学長があらかじめ定めた者が順位に従い

学長の職務を代理又は代行する。

3 学長の選任について、必要な事項は別に定める。

## 第 10 章 納 入 金

(納入金)

第42条 学生は、次に掲げる納入金を各々所定の期日までに、納入しなければならない。

- 1 入 学 金 130,000円 (入学時のみ)
- 2 授 業 料 660,000円 (年額)
- 3 教育充実資金 160,000円 (年額)
- 4 実験実習料 実費相当額

2 納入した授業料その他の学費は、事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

ただし、入学を内定した者が所定の期日までに入学の辞退を申し出た場合、入学金を除く学費を返還することができる。なお、納入後に休学する者の場合は、前項第2号・第3号の納入金については、これを復学時の納入金に振替えることができる。振替割合は別に定める。

3 実験実習料については、学科判定終了後10日以内に納入しなければならない。

4 在籍期間2年を超えて修学する者の授業料及び教育充実資金は、最終年次と同額とする。ただし、1個学期のみ履修して卒業する者は、年額の2分の1とする。

5 学費等納入金に関する規定は別に定める。

(私費外国人留学生授業料減免)

第42条の2 私費外国人留学生に対し、年額授業料の50%を減免し、授業料の徴収については、前期・後期の納付額からそれぞれ50%を減額した額を徴収する。

(休学期間中の学費及び在籍料)

第43条 休学期間中の学費はこれを徴収しない。ただし、休学者は在籍料として1個学期につき30,000円を、休学を許可された日から2週間以内に納めなければならない。

## 第 11 章 会 計

(会計)

第44条 本短大の維持経費についての予算は、学年度毎に理事会の承認を得て別に定める。

2 会計に関する規程は別に定める。

## 第 12 章 諸 表 簿

(諸表簿)

第45条 本短大に次の表簿を備える。

- (1) 本短大に関係ある法令その他諸規程
- (2) 学則・その他の諸規則・日課表・短大沿革誌
- (3) 職員名簿・履歴書・出勤簿・担当授業科目及び時間割表
- (4) 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- (5) 学籍簿・在學生台帳及び健康診断に関する表簿・成績記録簿
- (6) 往復文書処理簿
- (7) 会計帳簿
- (8) その他の法令又は理事会・学長が必要と認める諸表簿

附 則

- 1 この学則は、1959年4月1日から実施する。
- 2 この学則の施行に関して必要な事項は別に定める。
- 3 この学則の改廃は理事会の議決による。

附 則

この学則は、1963年1月11日から施行し、1963年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、1965年4月12日から施行し、1965年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、1967年7月1日から施行し、1967年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1967年12月12日から施行し、1967年度に入学を許可された者から適用する。
- 2 保育科開設の際、現に児童福祉科に在籍する学生は、保育科開設の日から同科に在籍するものとする。なお、当該学生が現児童福祉科の課程において履修した単位は、支障のない限り、保育科の課程で履修した単位とみなす。

附 則

この学則は、1968年12月16日から施行し、1969年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1969年10月16日から施行する。
- 2 キリスト教学科の廃科に伴う在籍者の取扱いについては、1970年3月31日まで有効とする。

附 則

この学則は、1970年11月5日から施行し、1971年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、1971年12月4日から施行し、1973年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、1972年11月20日から施行し、1973年度に入学を許可された者から連用する。

附 則

この学則は、1973年3月28日から施行し、1973年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、1974年3月4日から施行し、1974年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、1975年2月18日から施行し、1975年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1977年4月1日から施行する。
- 2 第42条の規程については、1976年10月1日から遡及して施行する。

附 則

この学則は、1977年12月8日から施行する。

附 則

この学則は、1978年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1978年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、1978年12月19日から施行する。

附 則

この学則は、1979年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1980年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、1981年4月新入生から適用する。

附 則

この学則は、1982年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、1983年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項の規定については、1983年度に入学を許可された者から適用する。

2 学則第42条第4項の規定については、1982年度に卒業延期となった者から適用する。

附 則

この学則は、1983年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1987年10月1日から施行し、1987年4月1日から適用する。ただし、第10条第2項第4号保育科専門教育科目中の「実習Ⅰ、Ⅱ」「ワードプロセッサーⅠ、Ⅱ」（新設）、「保育内容総論」（廃講）については、1986年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、1988年4月1日から施行する。ただし、第17条については、1987年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1990年4月1日から施行する。ただし、1990年度において収容定員は、  
第4条の規定にかかわらず次の通りとする。 英語科 300名 保育科 150名

附 則

この学則は、1991年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1991年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、1992年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次の通りとする。

年度 学科	1992年度		1993年度～1999年 度		2000年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英語科	250名	450名	250名	500名	200名	450名

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年10月1日から施行し、1994年4月1日から適用する。ただし、第10条第2項第4号の規定については、1994年4月入学生から適用し、1994年4月以前に在学する者については支障のない限り適用する。

附 則

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、1997年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項（授業科目及び単位数）は、1997年4月以前に在学する者について支障のない限り適用する。
- 2 第43条（休学在専科）については、1997年4月入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1998年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項（授業科目及び単位数）は、1998年4月以前に在学する者については支障のない限り適用する。
- 2 第42条（納入金）については、1998年4月入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、1999年4月1日から施行する。
- 2 第34条第2項（修業年限の通算）については、1998年10月1日から適用する。
- 3 第42条（納入金）については、1999年4月入学生から連用する。
- 4 第43条（休学在籍料）については、1999年4月入学生から適用し、1999年4月以前に在学する者については当分の間従前の規定を適用する。ただし、2000年度以降は全学生に適用する。

附 則

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。ただし、第42条の2の規定については、2001年度に入学を許可された者から適用する。

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。ただし、第10条第2項第4号（保育科専門教育科目）は、2002年3月31日以前に在学する者については従前の例によることができる。

附 則

- 1 この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2004年度における収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。 英語科 350名 保育科 200名
- 2 第10条第2項(授業科目・単位数)、第29条第2項(成績評価)、第30条第2項(教育職員免許)、第42条(納入金)は、2004年3月31日に在籍する者については従前の例による。

附 則

この学則は、2004年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2005年4月1日から施行する。
- 2 附則1から附則50までの一連番号を削除する。

附 則

この学則は、2005年11月29日から施行し、2005年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年3月10日から施行し、2005年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2006年4月26日から施行し、2005年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、2006年7月28日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 2007年度の在学者で、卒業延期(休学及び留学を除く。)により在学年限を超える者の授業料は、最終年次の授業料の2分の1とする。ただし、1個学期のみ履修して卒業する者は、年額授業料の4分の1とする。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 第30条第6項及び第7項に定める「観光実務士称号授与」に関する規定は、2014年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2013年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年5月26日から施行する。

附 則

この学則は、2016年12月5日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

(沖縄キリスト教短期大学保育科の存続に関する経過措置)

2 沖縄キリスト教短期大学保育科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず2024年3月31日に該当学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第4条の規定にかかわらず、英語科の収容定員は、2024年度から2025年度までは次のとおり定める。英語科は、2024年度から募集を停止したことにより、在籍学生がいなくなったときに廃止する。

	2024年度	2025年度
英語科	100名	0名

4 英語科の廃止に伴う在籍学生の取扱いについては、在籍学生がいなくなるまで従前のとおりとする。

別表1 教養教育科目

必修 選択の別	系 統	科目 CD	授 業 科 目	ナンバリング	単位数	週時間	備 考
必修 科目	キリスト教系	10001	※ キリスト教学Ⅰ	CHR111101	2	2-0	
		10002	※ キリスト教学Ⅱ	CHR111102	2	2-0	
	日本語表現系	10003	◇ 表 現 技 法	JLS112201	2	1-1	
	IT系	10004	※ コンピュータリテラシー	ITL113101	2	0-2	
選択 必修 科目	人文学系	10088	絵本アニメーション演習	JLS122202	2	0-2	教員免許状取得希望者・保育士資格取得希望者は○必修
		10078	◇ 沖縄の言語	OKS124201	2	2-0	
	自然科学系	10071	科学リテラシー	NSS125101	2	1-1	
		10076	文系学生のための基礎数学演習Ⅰ	NSS125102	2	1-1	
		10077	文系学生のための基礎数学演習Ⅱ	NSS125103	2	1-1	
		10089	データサイエンス入門	NSS125204	2	1-1	
	社会科学系	10014	○ 日本国憲法	SSS116101	2	2-0	
		10015	心 理 学	SSS126201	2	2-0	
	健康と運動系	10090	○ 体育一般	PHY1171103	2	1-1	
	外国語系	10084	チャイルドケア・イングリッシュ	FLS119111	2	0-2	
<p>[註1] 必修科目4科目8単位、選択必修科目8単位（一般6単位、外国語2単位）以上、計16単位以上履修しなければならない。</p> <p>[註2] 留学生・帰国生は、必修科目中の※印の科目を6単位、必修科目・選択必修科目の一般より◇印の科目2科目を含む8単位以上、外国語より2単位以上、計16単位以上履修しなければならない。</p>							

別表2 地域こども保育学科専門教育科目

必修選択の別	科目CD	授業科目	ナンバリング	単位数	週時間		
必修科目	30100	保育原理	EEB3111101	2	2-0	(23単位)	
	30003	教育原理	EEB3111102	2	2-0		
	30152	フレッシュマン・セミナー	EEB3111103	1	0-2		
	30126	子ども家庭福祉	EEB3112111	2	2-0		
	30006	キリスト教保育	EEB3112141	2	2-0		
	30124	発達心理学	EEU3121101	2	2-0		
	30134	乳児保育 I	EEM3131101	2	2-0		
	30131	子どもの保健	EEU3121121	2	2-0		
	30157	子どもと造形表現	EET3131116	1	0-2		
	30158	子どもと健康	EET3131111	1	0-2		
	30169	飼育栽培	EET3131161	2	0-2		
	30159	子どもと言葉	EET3131114	1	0-2		
	30160	子どもと人間関係	EET3131112	1	0-2		
	30161	子どもと環境	EET3131113	1	0-2		
30162	子どもと音楽表現	EET3131115	1	0-2			
選択科目	30163	保育内容指導法（健康）	EEM3231215	1	0-2	幼児または保育士資格取得希望者は必修	
	30164	保育内容指導法（人間関係）	EEM3231212	1	0-2		
	30165	保育内容指導法（環境）	EEM3232213	1	0-2		
	30166	保育内容指導法（言葉）	EEM3232214	1	0-2		
	30167	保育内容指導法（音楽表現）	EEM3231216	1	0-2		
	30168	保育内容指導法（造形表現）	EEM3232217	1	0-2		
	30030	保育者論	EEB3211131	2	2-0		
	30170	保育・教育課程総論	EEM3232101	2	2-0		
	30133	保育内容総論	EEM3231111	2	0-2		
	30144	幼児理解と教育相談	EEM3232191	2	0-2		
	30146	特別支援教育論	EEM3231171	2	2-0		
	30099	保育・教職実践演習（幼稚園）	EEI3252301	2	0-2		
	30125	教育の方法・技術	EEM3232151	2	0-2		(9単位)
	30145	教育社会学	EEM3232181	2	2-0		
	30155	教育実習	EEP3242121	4			
	30154	教育実習指導	EEP3242122	1	0-2		
	30001	社会福祉	EEB3211122	2	2-0		保育士資格取得希望者は必修
	30104	子どもの食と栄養	EEU3222131	2	0-2		
30127	子ども家庭支援論	EEB3212123	2	2-0			
30138	子育て支援	EEM3232131	1	0-2			
30128	社会的養護 I	EEB3212132	2	2-0			

選 択 科 目	30129	子ども家庭支援の心理学	EEU3222102	2	2-0	保育士資格取得希望者は必修
	30130	子どもの理解と援助	EEU3222111	1	0-2	
	30019	音楽Ⅰ	EET3231101	1	0-2	
	30135	乳児保育Ⅱ	EEM3232202	1	0-2	
	30136	子どもの健康と安全	EEM3231222	1	0-2	
	30114	障害児保育	EEM3232141	2	0-2	
	30137	社会的養護Ⅱ	EEM3232221	2	0-2	
	30139	保育実習Ⅰ（保育所）	EEP3242131	2		
	30140	保育実習Ⅰ（施設）	EEP3241132	2		
	30141	保育実習指導Ⅰ（保育所）	EEP3242141	1	0-2	
	30142	保育実習指導Ⅰ（施設）	EEP3241142	1	0-2	
	30147	保育実習Ⅱ（保育所）	EEP3242233	2		
	30148	保育実習指導Ⅱ（保育所）	EEP3242243	1	0-2	
	30020	音楽Ⅱ	EET3231202	1	0-2	
	30149	地域子育て支援実習	EEP3242111	1		
	30171	保育体験活動	EEP3241101	1		(31単位)
	30172	幼児の生活	EET3232141	2	0-2	選択必修A 保育士資格取得希望者は1科目2単位選択必修
	30143	児童文化財研究	EEM3332161	2	0-2	
	30153	手話	EET3333272	2	0-2	
	30173	沖縄の学童保育	EET3232281	2	0-2	選択必修B 保育士資格取得希望者は1科目2単位選択必修
30174	子どもの表現演習	EEM3332318	2	0-2		
30175	野外活動（外遊びとキャンプ）	EET3232291	2	0-2		
30176	絵本の世界Ⅰ	EET3231111	2	0-2	認定絵本士資格取得希望者は必修	
30177	絵本の世界Ⅱ	EET3232212	2	0-2		
30178	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	EET3231113	2	2-0	児童厚生員資格取得希望者は必修	
30179	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法	EET3232214	2	0-2		
30180	保育実習Ⅲ（児童館）	EEP3342234	2			
30181	保育実習指導Ⅲ（児童館）	EEP3342244	1	0-2		
30050	海外幼児教育研究	EEB3313151	2	2-0		
30055	海外幼児教育研修	EET3333252	2			

備考

1. 保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅰ（施設）、保育実習Ⅱ（保育所）、保育実習Ⅲ（児童館）は、保育士資格を取得しようとする者が履修する。
2. 教育実習は、幼稚園免許状を取得しようとする者が履修する。
3. 開設年次・学期は、諸般の事情により変更があり得るので、特に休学・復学の際にはその旨注意すること。
4. 卒業後に、教員免許状・保育士資格を取得しようとする者は、科目等履修生として必要単位を修得することができる。但し、関連法の改正により教育課程に変更がある場合は、改正後の新課程を適用し、必要な単位の追加修得が必要となる。

## 変更事項を記載した書類

### 改正理由

沖縄キリスト教短期大学英語科の廃止に伴い、学則の一部を改正する必要がある。

### 沖縄キリスト教短期大学学則の一部を改正する学則（案）

沖縄キリスト教短期大学学則(1959年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

1. 第4条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(学科及び定員)

第4条 本短大に次の学科を置き、定員は次のとおりとする。

(1) 地域こども保育学科

(2) 学生の定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
地域こども保育学科	100名	200名

2. 第4条の2第1項を削り、第2項を第1項として次のように改める。

(教育研究上の目的)

第4条の2

1 地域こども保育学科の教育研究上の目的

3. 第10条の3第2項第2号を削り、第3号を第2号とする。

(授業科目名及び単位数)

第10条の3

2 授業科目及び単位数は次によるものとする。

(1) 教養教育科目については、別表1のとおりとする。

(2) 地域こども保育学科専門教育科目については、別表2のとおりとする。

4. 第14条第2項を削除する。

(入学の時期)

第14条 入学の時期は毎年4月とする。

2 削除

5. 第24条を削除する。

(所属学科の変更)

第24条 削除

2 削除

6. 第30条第8項及び第9項を削除する。

(卒業・学位・教育職員免許)

第30条

8 削除

9 削除

7. 第42条第4項の次に次の1項を加える。

(納入金)

第42条

5 学費等納入金に関する規定は別に定める。

8. 別表2を削り、別表3を別表2とする。

別表2 地域こども保育学科専門教育科目（第10条の3関係）

附 則

1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

（沖縄キリスト教短期大学保育科の存続に関する経過措置）

2 沖縄キリスト教短期大学保育科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず2024年3月31日に該当学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第4条の規定にかかわらず、英語科の収容定員は、2024年度から2025年度までは次のとおり定める。英語科は、2024年度から募集を停止したことにより、在籍学生がいなくなったときに廃止する。

	2024年度	2025年度
英語科	100名	0名

4 英語科の廃止に伴う在籍学生の取扱いについては、在籍学生がいなくなるまで従前のとおりとする。

## 変更部分の新旧対照表

(新)	(旧)																		
(略)	(略)																		
<p>(学科及び定員)</p> <p>第4条 本短大に次の学科を置き、定員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域こども保育学科</p> <p>(2) 学生の定員は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">学 科</td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">収容定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域こども保育学科</td> <td style="text-align: center;">100名</td> <td style="text-align: center;">200名</td> </tr> </table> <p>(教育研究上の目的)</p> <p>第4条の2</p> <p><u>1 (削る)</u></p> <p><u>(1) 削る</u></p> <p><u>(2) 削る</u></p> <p><u>(3) 削る</u></p> <p><u>(4) 削る</u></p> <p><u>1 地域こども保育学科の教育研究上の目的</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(授業科目名及び単位数)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 教養教育科目については、別表1のとおりとする。</p> <p><u>(2) 削る</u></p> <p><u>(2) 地域こども保育学科専門教育科目については、別表2のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第14条 入学の時期は毎年4月とする。</p> <p><u>2 削除</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	学 科	入学定員	収容定員	(削る)			地域こども保育学科	100名	200名	<p>(学科及び定員)</p> <p>第4条 本短大に次の学科を置き、定員は次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>英語科</u>、地域こども保育学科</p> <p>(2) 学生の定員は次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">学 科</td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">収容定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>英語科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200名</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域こども保育学科</td> <td style="text-align: center;">100名</td> <td style="text-align: center;">200名</td> </tr> </table> <p>(教育研究上の目的)</p> <p>第4条の2</p> <p><u>1 英語科の教育研究上の目的</u></p> <p><u>(1) 英語と日本語によるコミュニケーション能力を養う。</u></p> <p><u>(2) 国際理解を深める能力を養う。</u></p> <p><u>(3) プレゼンテーションに関する能力を養う。</u></p> <p><u>(4) 社会に奉仕し平和に貢献できる能力を養う。</u></p> <p><u>2 地域こども保育学科の教育研究上の目的</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(授業科目名及び単位数)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 教養教育科目については、別表1のとおりとする。</p> <p><u>(2) 英語科専門教育科目については、別表2のとおりとする。</u></p> <p><u>(3) 地域こども保育学科専門教育科目については、別表3のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(入学の時期)</p> <p>第14条 入学の時期は毎年4月とする。</p> <p><u>2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	学 科	入学定員	収容定員	<u>英語科</u>	<u>100名</u>	<u>200名</u>	地域こども保育学科	100名	200名
学 科	入学定員	収容定員																	
(削る)																			
地域こども保育学科	100名	200名																	
学 科	入学定員	収容定員																	
<u>英語科</u>	<u>100名</u>	<u>200名</u>																	
地域こども保育学科	100名	200名																	

<p>(所属学科の変更)</p> <p><u>第24条</u> 削除</p> <p>2 削除</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(卒業・学位・教育職員免許)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 削除</p> <p>9 削除</p> <p>10 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(納入金)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>学費等納入金に関する規定は別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。 (沖縄キリスト教短期大学保育科の存続に関する経過措置)</p> <p>2 沖縄キリスト教短期大学保育科は、改正後の学則第 4 条の規定にかかわらず 2024 年 3 月 31 日に該当学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。</p> <p>3 <u>第 4 条の規定にかかわらず、英語科の収容定員は、2024 年度から 2025 年度までは次のとおり定める。英語科は、2024 年度から募集を停止したことにより、在籍学生がいなくなったときに廃止する。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2024 年度</th> <th>2025 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語科</td> <td>100 名</td> <td>0 名</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>英語科の廃止に伴う在籍学生の取扱いについては、在籍学生がいなくなるまで従前のとおりとする。</u></p>		2024 年度	2025 年度	英語科	100 名	0 名	<p>(所属学科の変更)</p> <p><u>第24条</u> 学生は、各々が所属している学科から他の学科への変更は、原則として許可されない。特別の事由ある者に限り、学年の始めに教授会の議を経て、学長はこれを許可することがある。</p> <p>2 <u>所属学科の変更に関する細則は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(卒業・学位・教育職員免許)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>本短大において基礎通訳士称号を取得しようとする者は、本短大が定める授業科目、単位を修得しなければならない。</u></p> <p>9 <u>基礎通訳士称号授与に関する規程は別に定める。</u></p> <p>10 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(納入金)</p> <p>第 42 条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>
	2024 年度	2025 年度					
英語科	100 名	0 名					

別表1 教養教育科目の変更届新旧対照表

新						旧						変更内容等						
別表1 教養教育科目						別表1 教養教育科目												
必修選択の別	系 統	授 業 科 目	単位数	週時間	備 考	必修選択の別	系 統	授 業 科 目	単位数	週時間	備 考							
必修科目	キリスト教系	※ キリスト教学Ⅰ	2	2-0		キリスト教系	※ キリスト教学Ⅰ	2	2-0				廃止					
		※ キリスト教学Ⅱ	2	2-0			※ キリスト教学Ⅱ	2	2-0									
	日本語表現系	◇ 表 現 技 法	2	1-1		日本語表現系	◇ 表 現 技 法	2	1-1									
必修科目	IT系	※ コンピュータリテラシー	2	0-2		IT系	※ コンピュータリテラシー	2	0-2		英語科必修	廃止						
							※ コンピュータリテラシーⅠ	1	0-2				英語科必修					
							※ コンピュータリテラシーⅡ	1	0-2				英語科必修					
選択必修科目	一般科目	人文科学系	絵本アニメーション演習	2	0-2	選択必修科目	キリスト教系	キリスト教人間学	2	2-0	教員免許状取得希望者・保育士資格取得希望者は○必修		廃止					
			◇ 沖縄の言語	2	2-0		人文科学系Ⅰ	絵本アニメーション演習	2	0-2				＜日本語表現系＞	◇ 日本語学習支援技法	2	1-1	廃止
							人文科学系Ⅱ	◇ 沖縄の言語	2	2-0				＜沖縄研究系＞	沖縄の歴史と現在	2	2-0	廃止
	自然科学系	科学リテラシー	2	1-1	教員免許状取得希望者・保育士資格取得希望者は○必修		自然科学系	科学リテラシー	2	1-1							廃止	
		文系学生のための基礎数学演習Ⅰ	2	1-1				文系学生のための基礎数学演習Ⅰ	2	1-1								
		文系学生のための基礎数学演習Ⅱ	2	1-1				文系学生のための基礎数学演習Ⅱ	2	1-1								
		データサイエンス入門	2	1-1				データサイエンス入門	2	1-1								
	社会科学系	○ 日本国憲法	2	2-0			社会科学系	○ 日本国憲法	2	2-0							廃止	
		心 理 学	2	2-0				心 理 学	2	2-0								
	健康と運動系	○ 体育一般	2	1-1			健康と運動系	○ 体育一般	2	1-1							廃止	
	外国語系						外国語系	日本語音声表現Ⅰ	1	0-2						外国人留学生・帰国生対象	廃止	
				日本語音声表現Ⅱ		1		0-2										
外国語系	チャイルドケア・イングリッシュ	2	0-2			チャイルドケア・イングリッシュ	2	0-2			英語科2単位選択必修	廃止						
						中 国 語	2	0-2										
						韓 国 語	2	0-2										
						スペイン語	2	0-2										
<p>[註1] 必修科目4科目8単位、選択必修科目8単位(一般6単位、外国語2単位)以上、計16単位以上履修しなければならない。</p> <p>[註2] 留学生・帰国生は、必修科目中の※印の科目を6単位、必修科目・選択必修科目の一般より◇印の科目2科目を含む8単位以上、外国語より2単位以上、計16単位以上履修しなければならない。</p>						<p>[註1] 必修科目4科目8単位、選択必修科目8単位(一般6単位、外国語2単位)以上、計16単位以上履修しなければならない。</p> <p>[註2] 留学生・帰国生は、必修科目中の※印の科目を6単位、必修科目・選択必修科目の一般より◇印の科目2科目を含む8単位以上、外国語より2単位以上、計16単位以上履修しなければならない。</p>												

別表2 英語科専門教育科目の変更届新旧対照表

新		旧					変更 内容等
(廃止)		別表2 英語科専門教育科目					
必修・選択の別		授業科目	単位数			週時間	備考
必修 科目	選択 科目		必修	選必	選択		
		フレッシュマン・セミナー	1			1-1	
		キャリア・レッスン	1			2-0	
英語群	選択 必修 科目	Oral English I		4		0-8	4科目16単 位以上履修す ること
		Oral English II		4		0-8	
		Oral English III		4		0-8	
		Oral English IV		4		0-8	
		Oral English V		4		0-8	
		Discussion in English I		2		0-2	
		Oral Presentation I		2		0-2	
		Composition and Listening I		2		0-4	3科目6単 位以上履修す ること
		Composition and Listening II		2		0-4	
		Composition and Listening III		2		0-4	
		Composition and Listening(夏期集中講義)		2		0-2	
		Composition and Listening IV		2		0-2	
		Paragraph Writing		2		0-2	
		Reading and Grammar I		2		0-4	3科目6単 位以上履修す ること
		Reading and Grammar II		2		0-4	
		Reading and Grammar III		2		0-4	
		Reading and Grammar IV		2		0-4	
		Advanced English Reading		2		0-4	
国際 観光 ビジ ネス 群	選択 必修 科目	観光学概論 I	*	2		0-2	*印必修科目4 単位◇印科目 2科目2単位 を含む6科目 10単位以上 履修すること
		台湾研修	*	2		0-2	
		ホスピタリティ&ツーリズム		2		0-2	
		マーケティング入門		2		2-0	
		エアラインサービス(春期集中講座)		2		0-2	
		航空ビジネス入門(夏期集中講座)		2		2-0	
		Business Writing		2		0-2	
		Tourism English		2		0-2	
		TOEIC I	◇	1		0-2	
		TOEIC II	◇	1		0-2	
TOEIC III	◇	1		0-2			
日本語検定演習		1		0-2			
選択 科目	選択 必修 科目	Shadowing			2	0-2	3科目6単 位以上履修す ること
		English & American Culture			2	2-0	
		通訳			2	0-2	
		同時通訳初級(夏期集中講座)			2	0-2	
		同時通訳上級(夏期集中講座)			2	0-2	
		通訳ボランティア(認定科目)			1		
		キャリア ガイダンス			2	2-0	
		インターンシップ			2		
		スピーチとプレゼンテーション			2	2-0	
		地域と日本語教育支援			2	1-1	
		異文化コミュニケーションと社会			2	2-0	
		※観光サービス実践入門			2	0-2	
		多文化共生			2	2-0	
		観光学概論 II			2	2-0	
		海外研修(国際交流)			2		
海外研修(多文化共生)			2				
海外研修(国際協力)			2				
1. 卒業するためには、必修科目2単位、選択必修科目38単位以上、計40単位を含む46単位以上を履修すること。 2. 選択必修科目英語群の各分野については、段階的に科目を履修することとする。 3. 10月入学生は、春学期に於いては2前の科目を取ることができる。 4. ※印の科目は寄附講座となっており、開講されない場合もある。							

別表3 保育科専門教育科目の変更届新旧対照表

新					旧					変更内容等	
別表2 地域こども保育学科専門教育科目					別表3 地域こども保育学科専門教育科目						
必修・選択の別	授業科目	単位数	週時間	備考	授業科目	単位数	週時間	備考			
必修科目	保育原理	2	2-0		保育原理	2	2-0				
	教育原理	2	2-0		教育原理	2	2-0				
	子ども家庭福祉	2	2-0		子ども家庭福祉	2	2-0				
	キリスト教保育	2	2-0		キリスト教保育	2	2-0				
	発達心理学	2	2-0		発達心理学	2	2-0				
	乳児保育Ⅰ	2	2-0		乳児保育Ⅰ	2	2-0				
	子どもの保健	2	2-0		子どもの保健	2	2-0				
	子どもと造形表現	1	0-2		子どもと造形表現	1	0-2				
	子どもと健康	1	0-2		子どもと健康	1	0-2				
	飼育栽培	2	0-2		飼育栽培	2	0-2				
	子どもと言葉	1	0-2		子どもと言葉	1	0-2				
	子どもと人間関係	1	0-2		子どもと人間関係	1	0-2				
	子どもと環境	1	0-2		子どもと環境	1	0-2				
	子どもと音楽表現	1	0-2		子どもと音楽表現	1	0-2				
フレッシュマン・セミナー	1	0-2	(23単位)	フレッシュマン・セミナー	1	0-2	(23単位)				
選択科目	保育内容指導演法(健康)	1	0-2	幼児または保育士資格取得希望者は必修	保育内容指導演法(健康)	1	0-2	幼児または保育士資格取得希望者は必修			
	保育内容指導演法(人間関係)	1	0-2		保育内容指導演法(人間関係)	1	0-2				
	保育内容指導演法(環境)	1	0-2		保育内容指導演法(環境)	1	0-2				
	保育内容指導演法(言葉)	1	0-2		保育内容指導演法(言葉)	1	0-2				
	保育内容指導演法(音楽表現)	1	0-2		保育内容指導演法(音楽表現)	1	0-2				
	保育内容指導演法(造形表現)	1	0-2		保育内容指導演法(造形表現)	1	0-2				
	保育者論	2	2-0		保育者論	2	2-0				
	保育・教育課程総論	2	2-0		保育・教育課程総論	2	2-0				
	保育内容総論	2	0-2		保育内容総論	2	0-2				
	幼児理解と教育相談	2	0-2		幼児理解と教育相談	2	0-2				
	特別支援教育論	2	2-0		特別支援教育論	2	2-0				
	保育・教職実践演習(幼稚園)	2	0-2		(18単位)	保育・教職実践演習(幼稚園)	2		0-2	(18単位)	
	教育の方法・技術	2	0-2		幼児取得希望者は必修	教育の方法・技術	2		0-2	幼児取得希望者は必修	
	教育社会学	2	2-0			教育社会学	2		2-0		
教育実習	4		教育実習	4							
教育実習指導	1	0-2	(9単位)	教育実習指導		1	0-2	(9単位)			
社会福祉	2	2-0	保育士資格取得希望者は必修	社会福祉	2	2-0	保育士資格取得希望者は必修				
子どもの食と栄養	2	0-2		子どもの食と栄養	2	0-2					
子ども家庭支援論	2	2-0		子ども家庭支援論	2	2-0					
子育て支援	1	0-2		子育て支援	1	0-2					
社会的養護Ⅰ	2	2-0		社会的養護Ⅰ	2	2-0					
子ども家庭支援の心理学	2	2-0		子ども家庭支援の心理学	2	2-0					
子どもの理解と援助	1	0-2		子どもの理解と援助	1	0-2					
音楽Ⅰ	1	0-2		音楽Ⅰ	1	0-2					
乳児保育Ⅱ	1	0-2		乳児保育Ⅱ	1	0-2					
子どもの健康と安全	1	0-2		子どもの健康と安全	1	0-2					
障害児保育	2	0-2		障害児保育	2	0-2					
社会的養護Ⅱ	2	0-2		社会的養護Ⅱ	2	0-2					
保育実習Ⅰ(保育所)	2			保育実習Ⅰ(保育所)	2						
保育実習Ⅰ(施設)	2			保育実習Ⅰ(施設)	2						
保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	0-2	保育実習指導Ⅰ(保育所)	1	0-2						
保育実習指導Ⅰ(施設)	1	0-2	保育実習指導Ⅰ(施設)	1	0-2						
保育実習Ⅱ(保育所)	2		保育実習Ⅱ(保育所)	2							
保育実習指導Ⅱ(保育所)	1	0-2	保育実習指導Ⅱ(保育所)	1	0-2						
音楽Ⅱ	1	0-2	音楽Ⅱ	1	0-2						
地域子育て支援実習	1		地域子育て支援実習	1							
保育体験活動	1		(31単位)	保育体験活動	1		(31単位)				
幼児の生活	2	0-2	選択必修A 保育士資格取得希望者は1科目2単位選択必修	幼児の生活	2	0-2	選択必修A 保育士資格取得希望者は1科目2単位選択必修				
児童文化財研究	2	0-2		児童文化財研究	2	0-2					
手話	2	0-2		手話	2	0-2					
沖縄の学童保育	2	0-2	選択必修B 保育士資格取得希望者は1科目2単位選択必修	沖縄の学童保育	2	0-2	選択必修B 保育士資格取得希望者は1科目2単位選択必修				
子どもの表現演習	2	0-2		子どもの表現演習	2	0-2					
野外活動(外遊びとキャンプ)	2	0-2		野外活動(外遊びとキャンプ)	2	0-2					
絵本の世界Ⅰ	2	0-2	認定絵本士資格取得希望者は必修	絵本の世界Ⅰ	2	0-2	認定絵本士資格取得希望者は必修				
絵本の世界Ⅱ	2	0-2		絵本の世界Ⅱ	2	0-2					
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	2-0	児童厚生員資格取得希望者は必修	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	2-0	児童厚生員資格取得希望者は必修				
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法	2	0-2		児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法	2	0-2					
保育実習Ⅲ(児童館)	2			保育実習Ⅲ(児童館)	2						
保育実習指導Ⅲ(児童館)	1	0-2		保育実習指導Ⅲ(児童館)	1	0-2					
海外幼児教育研究	2	2-0		海外幼児教育研究	2	2-0					
海外幼児教育研修	2	2-0		海外幼児教育研修	2	2-0					
備考					備考						
1. 保育実習Ⅰ(保育所)、保育実習Ⅰ(施設)、保育実習Ⅱ(保育所)、保育実習Ⅲ(施設)は、保育士資格を取得しようとする者が履修する。					1. 保育実習Ⅰ(保育所)、保育実習Ⅰ(施設)、保育実習Ⅱ(保育所)、保育実習Ⅲ(施設)は、保育士資格を取得しようとする者が履修する。						
2. 教育実習は、幼稚園免許状を取得しようとする者が履修する。					2. 教育実習は、幼稚園免許状を取得しようとする者が履修する。						
3. 開設年次・学期は、諸般の事情により変更があり得るので、特に休学・復学の際にはその旨注意すること。					3. 開設年次・学期は、諸般の事情により変更があり得るので、特に休学・復学の際にはその旨注意すること。						
4. 卒業後に、教員免許状・保育士資格を取得しようとする者は、科目等履修生として必要単位を修得することができる。但し、関連法の改正により教育課程に変更がある場合は、改正後の新課程を適用し、必要な単位の追加修得が必要となる。					4. 卒業後に、教員免許状・保育士資格を取得しようとする者は、科目等履修生として必要単位を修得することができる。但し、関連法の改正により教育課程に変更がある場合は、改正後の新課程を適用し、必要な単位の追加修得が必要となる。						

# 学則変更の趣旨等を記載した書類

## 目 次

1. 学則変更（収容定員変更）の内容 . . . . . 2
2. 学則変更（収容定員変更）の必要性 . . . . . 2
3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容 . . . . . 2

## 1. 学則変更（収容定員変更）の内容

沖縄キリスト教短期大学英語科（以下、「英語科」という）は、令和6年4月入学者から募集停止したため、短期大学全体の収容定員（入学定員）を、以下のとおり変更する。

〔変更前〕

学科	入学定員	収容定員
英語科	100人	200人
保育科	100人	200人
計	200人	400人

〔変更後〕

学科	入学定員	収容定員
英語科	<u>0</u> 人	<u>0</u> 人
地域こども保育学科 (令和6年4月1日 名称変更)	100人	200人
計	<u>100</u> 人	<u>200</u> 人

## 2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

英語科では、英語の学びを中心としながら沖縄県の主軸産業である観光をビジネス関連科目とした教育課程を編成し教育活動を展開してきたが、近年入学者確保の見通しが厳しくなった。そのため、定員充足に向けて改善方策を検討するなかで、英語科の英語教育と観光のビジネス関連科目を基にししながら、短期大学の2年間ではなくアカデミックな教育を教授する四年制大学における人材育成を目指した改組転換を図り、令和5年4月に沖縄キリスト教学院大学人文学部観光文化学科設置届出（令和6年4月開設）、令和5年8月に沖縄キリスト教学院大学収容定員関係学則変更認可に至り、英語科においては学生募集を停止した。よって、沖縄キリスト教短期大学の収容定員を変更するものである。

## 3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

英語科は、在学生が卒業するのを待って廃止する予定であり、教育課程の変更は該当しない。廃止するまでの間の在校生への教育条件の維持には、万全を尽くすこととする。

# 学生の確保の見通し等を記載した書類

## 目 次

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況 . . . . . 2
2. 人材需要の動向等社会の要請 . . . . . 2

1. 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

学生募集を停止するものであるため該当なし

2. 人材需要の動向等社会の要請

学生募集を停止するものであるため該当なし

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任（予定）年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現 職 （就任年月）
—	学長	キム エンス 金 永秀 <令和6年4月>		Doctor of Ministry （米国）		沖縄キリスト教短期大学 学長 （令和2.4～令和6.3）